

平成20年度「みやぎ発展税（通称）」の活用施策の概要（案）

平成20年2月13日

宮 城 県

1はじめに

法人事業税の超過課税（いわゆる「みやぎ発展税」）は、宮城県の財政事情が非常に厳しい中で、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」の県政運営の基本理念のもと、「富県宮城の実現」に向けて、県内総生産10兆円達成をより確実なものにする産業振興施策（産業振興パッケージ）や、近い将来発生が確実視されている宮城県沖地震に備えた施策（震災対策パッケージ）を重点的に推進するために導入したものです。

この二つのパッケージの具体的な施策については、施策の実効性を高めるとともに、地域産業及び県民生活にも十分その効果が及ぶようになります。産学官で組織される「富県宮城推進会議」をはじめとする様々な場面における県民、企業、団体等からの意見を踏まえて、検討してきました。

今後、「みやぎ発展税」を活用した施策の展開にあたっては、「富県共創」に向けた貴重な財源であるという認識のもと効率的・効果的な活用に努めるとともに、その実績や効果を明らかにし、県民への説明責任を果たしていきます。

2「富県宮城推進基金（仮称）」の設置

「みやぎ発展税」に基づく税収については、当該年度の税収額とその使途の明確化を図ること、また、税収額と充当事業との調整を図るために「富県宮城推進基金（仮称）」を創設し管理運営することといたしました。このため、平成20年度当初予算における当該税収額43億44百万円（平成20年度確定申告分及び平成21年度予定申告分）を「富県宮城推進基金（仮称）」に積み立て、活用する事業に充当していきます。

3「みやぎ発展税」活用の基本的な考え方

「みやぎ発展税」の活用にあたっては、選択と集中により、県内総生産10兆円の達成を目指す産業振興施策と、宮城県沖地震への万全な備えのための被害最小限化施策の分野に絞り、「産業振興パッケージ」「震災対策パッケージ」として効率的・効果的な施策を展開していきます。

「産業振興パッケージ」については、企業誘致政策の強化や、技術高度化などによる県内中小企業等の競争力強化、産業振興の基礎である産業人材の育成・確保により、高度電子機械産業や自動車産業を中心とした製造業の集積促進に向けた取組を加速させます。また、「富県宮城の実現」の成果を県内各地域で享受できるように、魅力ある地域資源を活用した観光産業、農林水産業、食料品製造業等の付加価値向上に取り組みます。

「震災対策パッケージ」については、近い将来に発生が確実視される宮城県沖地震に備え、災害に対応する産業活動基盤の強化と防災体制の整備など、地震被害最小化のための施策を開発し、宮城県沖地震への備えをより万全にします。

4パッケージごとの取組概要

【産業振興パッケージ】

○企業集積促進（発展税充当額：4億86百万円）

県内外企業の工場新增設等の促進を通して、競争力のある産業集積を加速するため、企業立地奨励金制度の拡充（詳細別紙）や、工場用地を新たに整備する市町村に対する支援、円滑な物流システムを確保する（仮称）大衡インターチェンジ等の産業基盤の整備など、立地促進に向けた環境整備を進めます。

○中小企業技術高度化支援（発展税充当額：2億29百万円）

県内中小企業の技術力や研究開発力の向上等を通して、競争力の強化を図るため、宮城県産業技術総合センターの機能強化や、「自動車関連産業」における専門技術者の派遣、新たに「高度電子機械産業」における高付加価値製品の開発支援、円滑な資金調達環境の整備に取り組みます。

○人づくり支援（発展税充当額：59百万円）

人口減少社会の進展を踏まえ、持続的な経済成長を図るために、経営革新・技術革新による生産性の向上を担える人材の育成と確保が最も重要なことから、職業訓練施設や教育施設の充実、教員の研修機会の拡大、高校へのキャリアカウンセラーや企業OB等の派遣など、産業界から大学、高校まで一体となった産業人材育成体制の強化を新たに図ります。

○地域産業振興促進（発展税充当額：1億35百万円）

経済波及効果の高い観光関連産業の振興を図るために観光地の整備充実、県内の基幹的な産業である農林水産業におけるアグリビジネス経営体の育成や水産加工業の活性化支援などに加え、今後も高い成長が見込まれる情報産業における新たなビジネスプラン創出や、関係団体、市町村、県民が「富県宮城の実現」に向けて主体的に取り組む事業への支援など、地域産業の振興施策を機動的に展開します。

【震災対策パッケージ】

○災害に対応する産業活動基盤の強化（発展税充当額：1億46百万円）

宮城県沖地震へ向けた施設整備として、多くの県民が利用する公共施設、並びに工業団地と幹線を結ぶ緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を進めるとともに、市町村の指定避難所の耐震診断に対する助成を行い、災害時における県民生活の安全と経済活動の確保を図ります。

○防災体制の整備（発展税充当額：62百万円）

地域防災力の一層の向上を目指し、企業、地域における防災活動の要となる防災リーダーの養成や、市町村支援のための県合同庁舎単位での防災資機材の備蓄など、防災体制の充実を図ります。

【参考】平成20年度富県宮城推進基金充当事業概要

【単位：千円】

活用項目	事業数	平成20年度当初予算額	
		うち発展税充当額	
産業振興パッケージ	企業集積促進	5	1,283,450
	中小企業技術高度化支援	5	229,000
	人づくり支援	4	81,000
	地域産業振興促進	8	166,400
	計	22	1,759,850
震災対策パッケージ	災害に対応する産業活動基盤の強化	3	595,500
	防災体制の整備	2	61,500
	計	5	657,000
合計		27	2,416,850
			1,116,784

※富県宮城推進基金事業のほかに、基金から歳入への繰入運用として企業立地促進奨励金（※従来制度）に306,161千円を充当。

平成20年度富県宮城推進基金充当事業一覧

新税対象パッケージ／事業		所管部局	担当課	平成20年度当初予算額 (単位:千円)		事業概要
				うち発展税充当		
1 産業振興パッケージ				1,759,850	909,784	
1-1企業集積促進				1,283,450	486,050	
拡充	みやぎ企業立地奨励金事業	経済商工観光部	産業立地推進課	0	0	県内に工場等を新設又は増設する企業に対し、企業立地奨励金を交付する。(詳細別紙) (平成20年度以降の着工が対象となるため、平成20年度当初予算額はゼロである。)
拡充	情報通信関連企業立地促進奨励事業	企画部	情報産業振興室	63,450	63,450	雇用の拡大と地域経済の活性化に向け、戦略的な企業誘致を展開するため、企業に対して初期投資軽減のための奨励金を交付する。 特に地方都市への誘致、製造業等の開発部門の誘致に発展税を充当する。
新規	企業立地促進法関連産業集積促進事業	経済商工観光部	産業立地推進課	150,000	150,000	市町村が行う工場立地に関連する工場用地造成事業等に要する経費を、工場立地基盤整備事業貸付金として無利子もしくは低利子で貸し付ける。
新規	(仮称)大衡インターチェンジ等整備事業	土木部	道路課	1,050,000	266,600	企業誘致を誇導し、県内総生産額の拡大、雇用の創出の早期実現を図るため、経済波及効果、技術波及効果の高い業種や雇用拡大の貢献が大きい業種の企業立地及び物流拠点に関する公共施設を集中かつ効果的に整備する。 ・(仮称)大衡IC整備事業 ・大衡落合線整備事業
新規	交通安全施設整備事業	警察本部	交通規制課	20,000	6,000	みやぎの産業振興に関する流通及び工業団地関連の交通信号機等の整備を行う。
1-2 中小企業技術高度化支援				229,000	229,000	
拡充	富県宮城技術支援拠点整備事業	経済商工観光部	新産業振興課	180,000	180,000	地域企業が単独で保有することの難しい製品試作機器を産業技術総合センターに整備し、新製品開発支援や技術高度化支援を行うことにより、企業の課題解決及び自動車関連産業、高度電子機械産業の集積促進を図る。 産業技術総合センターが主体となり、企業等との連携協力のもと、自動車関連・高度電子機械・食品製造等の分野に関連する研究開発、技術移転を行い、地域企業の高付加価値製品の開発や実用化を支援し、県外企業に対する競争力を強化する。
拡充	地域企業競争力強化支援事業	経済商工観光部	新産業振興課	8,000	8,000	自動車関連産業の集積を目指すべく、「受注発注機会の拡大」、「技術力の高度化」、「産学官広域連携の促進」を図り、県内企業への総合的な支援を実施するため、県内中核企業のOB人材を活用し、企業ニーズの把握と情報提供に取り組み、生産革新や技術向上を支援する。
拡充	自動車関連産業OB人材活用事業	経済商工観光部	新産業振興課	19,000	19,000	半導体製造装置メーカーの東京エレクトロンの立地を、本県高度電子機械産業の一層の発展を促す契機ととらえ、そのスムーズな移転及び地域企業との連携を推進とともに、マッチング商談会の開催等により県内の高度電子機械関連企業の新分野進出や取引拡大による産業集積を促進し、本県産業基盤の強化を図る。
新規	高度電子機械産業集積促進事業	経済商工観光部	新産業振興課	2,000	2,000	自動車関連産業及び高度電子産業等に取り組む企業等に対し、信用保証料負担の軽減を行い、資金融通の円滑化を図る。 ・富県宮城資金(チャレンジ枠) ・富県宮城資金(立地サポート枠)
1-3 人づくり支援				81,000	59,334	
拡充	みやぎ自動車関連産業人材育成事業	経済商工観光部	産業人材・雇用対策課	45,000	45,000	自動車関連産業の集積促進のため、県内の高等技術専門校に関連機材を整備し、自動車関連企業が求める人材を育成する。 ・精密機械職種の機材整備 ・自動車最新技術の教材整備
新規	ものづくり人材育成確保対策事業	経済商工観光部	産業人材・雇用対策課	6,000	6,000	ものづくり産業の人材を確保するため、製造業等の認知度向上に取り組むほか、キャリアカウンセラーを高校に派遣し製造業への就職拡大や早期離職の防止を図る。 ・ものづくり人材確保対策事業 ・ものづくり人材就職・職場定着支援事業
新規	高等学校ものづくり実践力向上対策事業	教育庁	高校教育課	28,000	6,334	工業高校を中心に、専門学科を有する学校の生徒のものづくり技能向上を図るため、企業OB等の熟練技能者による実践的指導及び最新工作機械の導入、設備の更新を行う。
新規	産業人材養成教員派遣研修事業	教育庁	教職員課	2,000	2,000	工業の分野で最先端の技術・技能を有する企業に、高等学校の専門学科の教員を派遣して最新技術等を習得し、その技術等を生徒に学ばせることにより、即戦力としての技術者養成を行い、県内外の企業の要請に応える産業人材を輩出する。
1-4 地域産業振興促進				166,400	135,400	
新規	富県創出県民総力事業	経済商工観光部	富県宮城推進室	16,000	16,000	産業界、市町村、県民等の自発的・積極的な動きを支援する。 ・主に産業界の取組を促進するための「富県創出モデル事業」 ・主に市町村の取組を促進するための「富県創出補助事業」 ・主に地域中小企業や県民にあまねく周知するための「富県宮城地域フォーラム開催事業」
新規	サービス産業創出等促進事業	経済商工観光部	富県宮城推進室	3,000	3,000	「新たなサービス、高品質なサービス」の開発環境を整備するとともに、事業化に向けたビジネスプラン策定の支援を行うことにより、本県のサービス業の新たな創出と高付加価値化を促進する。

新税対象パッケージ／事業		所管部局	担当課	平成20年度当初予算額 (単位:千円)		事業概要
				うち発展税充当		
新規	商店街にぎわいづくり戦略事業	経済商工観光部	商工経営支援課	9,500	9,500	総合的(複数事業の組合せ)な商店街活性化事業へ助成(ハード事業1年、ソフト事業3年間)を行う。 ・補助対象:商店街振興組合、事業協同組合、商工会議所、商工会、TMO(まちづくり機関)等
拡充	みやぎ観光戦略受入基盤整備事業	経済商工観光部	観光課	79,600	48,600	高齢者、障害者、子供、外国人などいわゆる観光弱者の安全な利用に配慮した自然公園施設の整備を行う。また、観光案内板やミニ観光案内所の看板等を一新し、観光客が容易に立ち寄ることのできる環境を整備する。 情報産業振興戦略に掲げる目標の達成に向け、本県情報産業のブランドの確立を図るため、情報産業振興戦略に掲げる重点5分野に取り組む県内IT企業の優れたビジネスプランを具現化するための補助金の交付、マッチング機会の提供などの販促活動の支援を行う。
拡充	みやぎe-ブランド確立支援事業	企画部	情報産業振興室	24,500	24,500	特に急速に市場が伸びている組込み分野、デジタルコンテンツ分野に対して発展税を活用し、事業を拡大して実施する。 ・みやぎe-ブランド確立補助事業
拡充	みやぎIT市場獲得形成事業	企画部	情報産業振興室	2,700	2,700	情報産業振興戦略に掲げる目標の達成に向け、首都圏等からの市場獲得や新たな市場形成を図るため、情報産業振興戦略に掲げる重点5分野において、大企業等への技術者派遣支援や新分野開拓支援等を行う。 特に急速に市場が伸びている組込み分野、デジタルコンテンツ分野に対して発展税を活用し、事業を拡大して実施する。 ・派遣OJT支援事業 ・新分野開拓支援事業
拡充	アグリビジネス新展開支援事業	農林水産部	農産園芸環境課	18,100	18,100	「競争力ある農林水産業への転換」を早期に実現させるため、高い企業マインドを有するアグリビジネス経営に取組む人材や企業育成の加速化を図るとともに、増加が予想される集落営農組織等のビジネス支援を新たに実施する。
新規	水産都市活力強化対策事業	農林水産部	水産業振興課	13,000	13,000	水産加工業者に対する技術支援機関として商品開発を支援している水産加工研究所「公開実験棟」に最新の機器を導入し、企業の商品開発ニーズに対する迅速・的確な支援体制を整備し、県内製造品出荷額のうち食料品出荷額の約半数を占める水産加工品の出荷額向上を図る。
2 震災対策パッケージ				657,000	207,000	
2-1 災害に対応する産業活動基盤の強化				595,500	145,500	
拡充	緊急輸送道路橋梁震災対策促進事業	土木部	道路課	500,000	50,000	緊急輸送道路に指定されている路線上にある昭和55年以前の基準に基づき設計された橋梁で橋長15.0m以上かつ複数径間を有する橋梁79橋の耐震補強を計画的に進めているが、うち、主要幹線と工業団地を結ぶ路線上にある橋梁の耐震補強を行うものであり、平成20年度は4橋の耐震化を実施するとともに、7橋の調査設計を実施する。
新規	指定避難所震災対策促進事業	土木部	建築安全推進室	8,000	8,000	昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造戸建て住宅の耐震診断・耐震改修に対する助成事業の継続に加え、指定避難所の耐震性能の確認に対する助成事業を実施する。
拡充	県有建築物震災対策促進事業	各部局	危機対策課・各部局(総務・環生・経商・警察)	87,500	87,500	平成19年5月に策定した「宮城県耐震改修促進計画」において、平成27年度末までに県有施設の耐震化100%を目指しているが、宮城県沖地震の発生に備え、不特定多数の県民が利用する施設、防災拠点となる施設、警察施設などについて、耐震化をさらに加速して実施する。
2-2 防災体制の整備				61,500	61,500	
新規	防災リーダー養成事業	総務部	危機対策課	6,500	6,500	地震についての基礎的事項や事前の防災対策などの知識を持つ地域防災リーダー、加えて避難誘導方法などの知識を持つ企業防災リーダーを計画的に育成し、減災に役立つ具体的な行為を波及することにより、地域と企業の震災対策を推進し、県全体の防災力の向上を目指す。
新規	避難施設等支援機能強化対策事業	総務部	危機対策課	55,000	55,000	宮城県沖地震などの大規模災害に備え、県民の安心・安全を図るために、県有施設等を活用し、合同庁舎単位に、避難・救護用テントや災害用簡易トイレなどの防災資機材を整備する。
合 計				2,416,850	1,116,784	

新しい企業立地奨励金制度の概要

(平成20年2月13日現在)

1 目的	○ 県内に工場等を新設又は増設する企業に対し、企業立地奨励金を交付することにより、本県での企業立地を促進し、地域経済の活性化及び雇用の創出を図り、もって県民生活の安定と向上に資するもの。
2 奨励金の種類	<p>※(1)及び(2)又は(3)のどちらかを企業が選択する。</p> <p>(1)投下固定資産奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該工場等を設置する企業が所有する家屋及び償却資産の設置に要した費用（固定資産台帳に登載される価格による）に対して交付する。 <p>(2)本社立地奨励金 (* (1)と重複交付できる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自ら立地し、操業するものであって、次の各号に掲げる要件に該当する場合に交付する。ただし、立地企業が既に県内に本社を有している場合は、交付の対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 本社の移転であること。 ② 別表Iのアに該当すること。 <p>(3)新規雇用奨励金 (* (1)及び(2)と重複交付できない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該工場等の設置に伴い新たに雇用された常時雇用者（県内に住所を有するもの）又は工場等の設置に伴う転勤等で、新たに県内に住所を有することとなったものの人数の合計が20人を超える場合は、20人を超える雇用者の人数に応じて交付する。
3 交付対象	<p>(1) 対象地域 ○ 宮城県全域</p> <p>(2) 対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 製造業に係る工場（リサイクル関連を除く） ② 製造業に係る研究所 ③ 物流拠点施設（道路貨物運送業・倉庫業・こん包業若しくは卸売業に係るもの）
4 交付要件	<p>※以下の要件を全て満たし、知事が指定したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象地域内において対象施設を新設又は増設するもの。 ② 投下固定資産額が1億円（過疎地域、農工地域、工場適地の場合は5千万円）以上であること。 ③ 操業を開始した日において当該工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用された常時雇用者が3人（物流拠点においては20人）以上であること。

5 奨励金制度の拡充のポイント

現 行 制 度	拡 充 後 の 新 制 度	*制度拡充のポイント																																																																																																					
<p>(1) 投下固定資産奨励金</p> <p>イ 県関与団地（注1）に、事業主体から直接用地を取得又は賃借し、新規に立地する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種区分</th><th>投資規模区分 (投下固定資産額)</th><th>雇用規模区分 (新規雇用者)</th><th>奨励金交付率 * 投下固定資産額 × 下記%</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">I 先端技術産業 及び重点分野 (注2)</td><td>20億円超</td><td>20人以上</td><td>5%</td><td>10億円</td></tr> <tr> <td></td><td>3人以上</td><td>2.5%</td><td>5億円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">1～20億円 (過疎地等は5千万円)</td><td>20人以上</td><td>3%</td><td>6千万円</td></tr> <tr> <td></td><td>3人以上</td><td>1.5%</td><td>3千万円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">II I以外の製造業 及び物流施設</td><td>20億円超</td><td>20人以上</td><td>4%</td><td>5億円</td></tr> <tr> <td></td><td>3人以上</td><td>2%</td><td>2億5千万円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">1～20億円 (過疎地等は5千万円)</td><td>20人以上</td><td>2%</td><td>4千万円</td></tr> <tr> <td></td><td>3人以上</td><td>1%</td><td>2千万円</td></tr> </tbody> </table> <p>ロ 上記のイ以外の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投資規模区分 (投下固定資産額)</th><th>雇用規模区分 (新規雇用者)</th><th>奨励金交付率 * 投下固定資産額 × 下記%</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">20億円超</td><td>20人以上</td><td>3%</td><td>5億円</td></tr> <tr> <td></td><td>3人以上</td><td>1.5%</td><td>2億5千万円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">1～20億円 (過疎地等は5千万円)</td><td>20人以上</td><td>2%</td><td>4千万円</td></tr> <tr> <td></td><td>3人以上</td><td>1%</td><td>2千万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 新規雇用奨励金 (* (1)の奨励金と重複して交付できない)</p> <p>○ 新規雇用が20人を超える場合…21人目から1人につき10万円（限度額1千万円）</p>	業種区分	投資規模区分 (投下固定資産額)	雇用規模区分 (新規雇用者)	奨励金交付率 * 投下固定資産額 × 下記%	限度額	I 先端技術産業 及び重点分野 (注2)	20億円超	20人以上	5%	10億円		3人以上	2.5%	5億円	1～20億円 (過疎地等は5千万円)	20人以上	3%	6千万円		3人以上	1.5%	3千万円	II I以外の製造業 及び物流施設	20億円超	20人以上	4%	5億円		3人以上	2%	2億5千万円	1～20億円 (過疎地等は5千万円)	20人以上	2%	4千万円		3人以上	1%	2千万円	投資規模区分 (投下固定資産額)	雇用規模区分 (新規雇用者)	奨励金交付率 * 投下固定資産額 × 下記%	限度額	20億円超	20人以上	3%	5億円		3人以上	1.5%	2億5千万円	1～20億円 (過疎地等は5千万円)	20人以上	2%	4千万円		3人以上	1%	2千万円	<p>(1) 投下固定資産奨励金</p> <p>ポイント④</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種区分</th><th>投資規模区分 (投下固定資産額)</th><th>雇用規模区分 (新規雇用者)</th><th>奨励金交付率 * 投下固定資産額 × 下記%</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">I 企業立地促進法 の集積区域における 集積業種の 工場等の新設 (注3)</td><td>ア 100億円超</td><td>300人以上</td><td>10% (新)</td><td>40億円 (新)</td></tr> <tr> <td>イ 50億円超</td><td>20人以上</td><td>7%</td><td>10億円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">ウ 1～50億円 (過疎地等は5千万円)</td><td>3人以上</td><td>3.5%</td><td>5億円</td></tr> <tr> <td>20人以上</td><td>5%</td><td>2億5千万円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">II I以外</td><td>20億円超</td><td>3人以上</td><td>2.5%</td><td>1億2千5百万円</td></tr> <tr> <td>1～20億円 (過疎地等は5千万円)</td><td>20人以上</td><td>5%</td><td>5億円</td></tr> <tr> <td></td><td>3人以上</td><td>2.5%</td><td>2億5千万円</td></tr> <tr> <td></td><td>20人以上</td><td>3%</td><td>6千万円</td></tr> <tr> <td></td><td>3人以上</td><td>1.5%</td><td>3千万円</td></tr> </tbody> </table> <p>ポイント① ポイント②</p> <p>ポイント③</p> <p>ポイント⑤</p>	業種区分	投資規模区分 (投下固定資産額)	雇用規模区分 (新規雇用者)	奨励金交付率 * 投下固定資産額 × 下記%	限度額	I 企業立地促進法 の集積区域における 集積業種の 工場等の新設 (注3)	ア 100億円超	300人以上	10% (新)	40億円 (新)	イ 50億円超	20人以上	7%	10億円	ウ 1～50億円 (過疎地等は5千万円)	3人以上	3.5%	5億円	20人以上	5%	2億5千万円	II I以外	20億円超	3人以上	2.5%	1億2千5百万円	1～20億円 (過疎地等は5千万円)	20人以上	5%	5億円		3人以上	2.5%	2億5千万円		20人以上	3%	6千万円		3人以上	1.5%	3千万円	<p>① 制度を簡素化するため、「I 企業立地促進法の集積区域における集積業種」の新設と「II I以外」の2区分とした。</p> <p>② 「県関与団地での新規立地」に限定していた現行制度の交付対象地域を拡大した。</p> <p>③ 「投資規模 20億円以上」に設定していた現行制度の最上級区分を、「50億円」に引き上げ、県経済に大きな影響の与える大型の立地案件を優遇することにした。</p> <p>④ 新たに「投資規模 100億円以上・新規雇用 300人以上」の最上級区分を新設し、大型の立地案件に対するインセンティブを高めることとした。</p> <p>⑤ その他の案件については、県内の既存企業に配慮し、全般的に交付率を引き上げた。</p> <p>⑥ 新たに「本社立地奨励金」を新設し、大型企業の本社移転を優遇することにした。</p> <p>※変更なし</p>
業種区分	投資規模区分 (投下固定資産額)	雇用規模区分 (新規雇用者)	奨励金交付率 * 投下固定資産額 × 下記%	限度額																																																																																																			
I 先端技術産業 及び重点分野 (注2)	20億円超	20人以上	5%	10億円																																																																																																			
		3人以上	2.5%	5億円																																																																																																			
1～20億円 (過疎地等は5千万円)	20人以上	3%	6千万円																																																																																																				
		3人以上	1.5%	3千万円																																																																																																			
II I以外の製造業 及び物流施設	20億円超	20人以上	4%	5億円																																																																																																			
		3人以上	2%	2億5千万円																																																																																																			
1～20億円 (過疎地等は5千万円)	20人以上	2%	4千万円																																																																																																				
		3人以上	1%	2千万円																																																																																																			
投資規模区分 (投下固定資産額)	雇用規模区分 (新規雇用者)	奨励金交付率 * 投下固定資産額 × 下記%	限度額																																																																																																				
20億円超	20人以上	3%	5億円																																																																																																				
		3人以上	1.5%	2億5千万円																																																																																																			
1～20億円 (過疎地等は5千万円)	20人以上	2%	4千万円																																																																																																				
		3人以上	1%	2千万円																																																																																																			
業種区分	投資規模区分 (投下固定資産額)	雇用規模区分 (新規雇用者)	奨励金交付率 * 投下固定資産額 × 下記%	限度額																																																																																																			
I 企業立地促進法 の集積区域における 集積業種の 工場等の新設 (注3)	ア 100億円超	300人以上	10% (新)	40億円 (新)																																																																																																			
	イ 50億円超	20人以上	7%	10億円																																																																																																			
ウ 1～50億円 (過疎地等は5千万円)	3人以上	3.5%	5億円																																																																																																				
	20人以上	5%	2億5千万円																																																																																																				
II I以外	20億円超	3人以上	2.5%	1億2千5百万円																																																																																																			
	1～20億円 (過疎地等は5千万円)	20人以上	5%	5億円																																																																																																			
	3人以上	2.5%	2億5千万円																																																																																																				
	20人以上	3%	6千万円																																																																																																				
	3人以上	1.5%	3千万円																																																																																																				
	<p>(2) 本社立地奨励金 (* 新設)</p> <p>○ 上記1のアに該当し、本社機能を新たに宮城県に移転した場合 →投下固定資産額の1%（限度額4億円）</p> <p>(3) 新規雇用奨励金 (* (1)の奨励金と重複して交付できない)</p> <p>○ 新規雇用が20人を超える場合…21人目から1人につき10万円（限度額1千万円）</p>																																																																																																						

(注1)「県関与団地」とは、仙台北部中核、第二仙台北部中核、蔵王向山、岩沼矢野目、大和流通、大衡、仙台港背後地、石巻港工業団地をいう。

(注2)「先端技術産業」とは、租税特別措置法第44条の2第1項の高度技術工業に該当するものをいい、「重点分野」とは、食産業、医療・福祉産業、環境産業、情報通信産業の各分野をいう。

(注3)「企業立地促進法の集積区域における集積業種」とは、企業立地促進法に基づく基本計画を策定し国との同意を得てその産業集積に取り組む業種であり、本県では「自動車関連産業」と「高度電子機械産業」を指定している。